

2020年9月15日

保護者・学生各位

学校法人静岡理工科大学 理事長 橋本 新平  
静岡理工科大学 学長 野口 博

「学校法人静岡理工科大学 新型コロナウイルス対策緊急特例貸付金」  
制度内容の一部変更、制度の継続実施について

去る5月25日に政府が緊急事態宣言を解除しましたが、その後も新規感染者数は増加し経済の再開もままならないため、保護者の方、学生・生徒の皆さんが置かれている状況が依然として厳しく、多くの方が不安を抱えていることとお察し致します。

本学園では、本年5月よりコロナ禍の影響により経済的に困窮している方へ当座の資金を補うための「緊急特例貸付金制度」を12月末までの時限的な制度として創設し、貸付を行ってまいりました。しかし、依然として新規感染者数は増加傾向にあり、今後も経済状況が好転する兆しが見当たらないなど先行き不透明な環境であるため、この度、この貸付金制度を継続して実施することと致しました。

下記の内容にて引き続き貸付のお申込みを受け付けいたしますので、ぜひお役立ていただければ幸いです。

学校法人静岡理工科大学が擁する学校に籍を置くすべての学生・生徒の皆さんが、この厳しい状況の中でも希望をもって学びを継続していけるよう、教職員一同引き続き努力して参ります。

記

1. 変更内容について

変更後	変更前
返済時期 <u>貸付を受けた日から6ヶ月以内に全額を返済して頂きます。</u> 分割返済をご希望される場合は、最大6回までの返済とし、6ヶ月以内に全額をご返済して頂きます。 (別紙申請書記載の返済予定日の通り) ※ <u>なお、貸付を受けた日から6ヶ月以内に卒業、退学となる場合は、卒業日、退学日までを返済の期日とし、全額を返済して頂きます。</u>	返済時期 <u>令和2年12月末日まで</u> (別紙申請書記載の返済予定日の通り)。 一部返済の場合、6回(6か月以内)の分割返済とする。

● 緊急特例貸付金制度の概要

※下線部分が前回からの変更点です。

名 称：学校法人静岡理工科大学 新型コロナウイルス対策緊急特例貸付金

資 格：学校法人静岡理工科大学の設置する学校に在籍する学生・生徒（留学生含む）

条 件：次のいずれかの事由に該当し、就学に支障が出て、一時的または緊急に生活資金の援助を必要とする者

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けてアルバイト収入の減少等により生活資金が必要となったとき。
- 2) 家計支持者の失職等により一時的に生活資金が必要となったとき。
- 3) 自宅外の通学者で仕送りが遅延しているとき。
- 4) その他、やむを得ない事情があるとき。

貸付金額 : 1万円単位で原則5万円まで（無利息）。

返済時期 【前回通知から変更となった箇所です】

: 貸付を受けた日から6か月以内に全額を返済して頂きます。

: 分割返済をご希望される場合は、最大6回までの返済とし、6か月以内に全額をご返済して頂きます。（別紙申請書記載の返済予定日の通り）

※なお、貸付を受けた日から6か月以内に卒業、退学となる場合は、卒業日、退学日までを返済の期日とし、全額を返済して頂きます。

申込み : 別紙「新型コロナウイルス対策 緊急特例貸付金申請書」を、相談窓口である学務課に提出してください。貸付金額・返済方法等を確認させていただきます。

支給時期 : 申請書を提出後1週間以内（現金または振込）に支給します。

● 公的支援策の概要につきましては別添の一覧表をご参照ください。

以上

# 新型コロナウイルス感染症及び災害等により経済的影響を受けた学生に対する支援策一覧

2020/9/12

制度名称	種別	申込み資格	概要	期間	問合せ先	備考
一通常一 日本学生支援機構 第二種奨学金の二次採用	貸与	幅広い世帯の学生向け。 学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがある学生（留年中の者を除く）	第二種（有利子奨学金）のみ。 月額2万円～12万円の間で各自が選択。	2020年10月以降の半年間の中で任意の月～各自の卒業予定期まで。	学務課	2020年9月下旬に説明を実施、10月に申込み受付予定。
一通常一 日本学生支援機構 給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）の二次採用	給付	住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部生（2019年1月～12月の収入による）	学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料減免による支援を行う制度。  自身が適用となるかは、まず右のQRコードよりシミュレーションを。 （シミュレーションする⇒設問を選択して次へ⇒確定⇒奨学金選択シミュレーション⇒「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」⇒2020年度秋の在学採用の申込）	2020年10月分～各自の卒業予定期まで。 ※家庭の収入状況によっては打ち切りの可能性あり。 ※第一種奨学金との併給調整あり。	学務課	同上
一家計急変一 日本学生支援機構 緊急・応急採用 貸与型奨学金	貸与	原則父母（生計維持者）の失業・破産・事故・病気等で家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする学生が対象。成績条件あり。 第一種奨学金：2年生以上：学科内順位上位1/3以上、1年生：高校の評定平均値が3.5以上等 第二種奨学金：学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがある学生（留年中の者を除く）	緊急採用（第一種・無利子）：月額2万円～5万4千円（自宅外通学生は～6万4千円）の間で各自が選択した金額が貸与される。 応急採用（第二種・有利子）：月額2万円～12万円の間で各自が選択。	緊急採用（第一種）： 2020年4月以降の家計急変事由発生月～2021年3月まで 応急採用（第二種）： 2020年4月以降の家計急変事由発生月～各自の卒業予定期まで	学務課	随時相談受付
一家計急変一 日本学生支援機構 給付奨学金	給付	コロナウイルス感染症の影響を受けて生計維持者（原則父母）に家計急変が起き、国や公的機関の支援を受けていること。家計急変後の収入が住民税非課税世帯かそれに準ずる世帯の収入になること。学部生のみ。	家計急変後の家計状況・成績により採否が判定され、家計の経済状況によって支援金額区分が確定する。給付奨学金に申込みする際、授業料減免制度（高等教育の修学支援新制度）にも申込みすることとなり、採用された場合は両制度が適用となる。	家計急変の事由がなくなるまで	学務課	随時相談受付。新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援を受けている必要があり、その証明書は要提出。
令和2年7月3日からの大雨による災害に係る給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用	給付 貸与	下記の災害救助法適用地域に居住する世帯で、災害により家計が急変した者 長野県・岐阜県・福岡県・熊本県・大分県・鹿児島県それぞれの一部地域	【給付】家計急変採用 家計急変後の家計状況・成績により採否が判定され、家計の経済状況によって支援金額区分が確定する。給付奨学金に申込みする際、授業料減免制度（高等教育の修学支援新制度）にも申込みすることとなり、採用された場合は両制度が適用となる。  【貸与】 緊急採用（第一種・無利子）：月額2万円～5万4千円（自宅外通学生は～6万4千円）の間で各自が選択した金額が貸与される。 応急採用（第二種・有利子）：月額2万円～12万円の間で各自が選択。	【給付】家計急変採用 家計急変の事由がなくなるまで  【貸与】 緊急採用（第一種）：2020年4月以降の家計急変事由発生月～2021年3月まで 応急採用（第二種）：2020年4月以降の家計急変事由発生月～各自の卒業予定期まで	学務課	罹災証明書の提出が必要。
JASSO災害支援金	給付	次のすべてに該当する者 ①日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中の者 ②自然災害や火災などにより、学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含みます）以上の被害を受けたり、床上浸水となったり、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いたりした者 ③学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める者	学生やその生計維持者・留学生本人が住んでいる家が、半分以上壊れたり、床上浸水したりするなどした場合、一日でも早く元の生活に戻り、学業をつづけることができるよう、JASSOから支援金（10万円）が支給される（返還不要）。 このJASSO災害支援金は、JASSOへの寄付金をもとにしている。	1回のみ支給。	学務課	罹災証明書の提出が必要。 災害がおきた日の次の月から数えて、6か月以内の申請が必要。
浜松市奨学生	貸与	以下を全て満たす者 ①浜松市に住所を有する者の子 ②学業成績優秀であること ③日本学生支援機構等の貸与型奨学金を受けていないこと	月額4万5千円以内で、希望により5千円単位で変更可。（無利子）	正規の卒業予定期まで（留年による延長なし）	学務課	大学で承認を受けた後、学生本人が浜松市教育委員会に直接持参する。
留学生 公益財団法人 平和中島財団 中島健吉記念奨学金	給付	本学 留学生 （2021年4月に在籍する者）	採択された留学生へ月額10万円の給付が行われる奨学金制度（1年間）	1年間	学務課	申込み時期：2020年9月24日まで
留学生 公益財団法人 ロータリー米山記念奨学金	給付	本学 留学生 （2021年4月に学部3、4年生、大学院1、2年生）	採択された留学生へ学部生は月額10万円、 大学院生は月額14万円の給付が行われる奨学金制度（原則1年間）	1年間	学務課	申込み時期：2020年9月24日まで
留学生 公益財団法人 ビヨンス国際育英財団奨学金	給付	本学 留学生 （2021年4月に在籍する者）	採択された留学生へ月額1万円の給付が行われる奨学金制度（卒業まで）	卒業予定期まで	学務課	申込み時期：2020年9月30日まで

制度名称	種別	申込み資格	概要	期間	問合せ先	備考
本学窓口以外に申し込めるもの 学校法人静岡理科大学グループ 学費サポートプラン	貸与	本学に在学している子を持つ安定した収入のある保護者で、オリエントコーポレーションが認めた方	入学金や授業料などの学費について、直接オリエントコーポレーションに申し込むことで分割納付できる制度。返済時に手数料が必要。 返済利率：実質年率3.9%（固定金利） 借入金額：10万円以上500万円以下 ※本学が在学期間中の利子相当分（手数料）の一部を助成します。	在学期間中。詳細はQRコードを確認。 	株式会社オリエントコーポレーション	
生活福祉資金貸付制度 （緊急小口貸付等の特例貸付）	貸与	新型コロナウイルス感染症の影響によって休業や失業状態などになり、収入が減少して生活資金にお悩みの方。 詳細は備考欄URLを参照のこと。	生活再建までの間に必要な生活費用を貸し付ける制度。新型コロナウイルス感染症の影響があることを「収入の減少状況に関する申立書」を提出して申し出る。 借入金額：20万円以内	一時的な援助	お住まいの市区町村の 社会福祉協議会 又は労働金庫（ろうきん）	<a href="https://corona-support.mhlw.go.jp/">https://corona-support.mhlw.go.jp/</a>
生活福祉資金貸付金 （教育支援資金）	貸与	低所得世帯の方	大学等で修学するために必要な経費について、無利子・月6.5万円以内で貸付を受けられる制度。 また、入学に際し必要な経費に付いて、50万円以内でまとまった額の貸付もあり。	詳細は社会福祉協議会に問い合わせを。	お住まいの市区町村の 社会福祉協議会	
母子父子寡婦福祉貸付金 （就学支度資金・修学資金）	貸与	母子・父子・寡婦家庭の方	以下のものを貸付。 ①就学するために必要な受験料、被服費等に必要資金に当てる資金 ②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等必要な資金に充てる資金	就学期間中。詳細は福祉事務所にお問い合わせを。	お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当	
国の教育ローン	貸与	融資対象校（本学は対象）に在学している子の保護者で、世帯年収の上限額以内の方。 詳細は日本政策金融公庫のHPを参照。	固定金利：1.70% 借入金額：上限350万円	在学期間中。詳細は日本政策金融公庫のHPを参照。	日本政策金融公庫	
各種銀行の教育ローン	貸与	金融機関によって異なる。直接問合せを。 例）静岡県労働金庫、静岡銀行、清水銀行、浜松いわた信用金庫 等	同左	同左	各種金融機関	
各種自治体の奨学金	自治体による	住んでいる自治体や、保護者の住民票がある自治体等を確認のこと。	同左	同左	各自治体	